

☆ お問合せ・申請先 ☆

- 育児・介護休業法、仕事と介護の両立制度に関すること  
岡山労働局 雇用環境・均等室 086-225-2017
- 円滑な介護休業取得や職場復帰等職場環境の整備に関すること  
中小企業育児・介護休業等推進支援事業(厚生労働省委託事業)  
03-5542-1740 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>
- 介護休業給付金に関すること  
事業所の所在地を管轄するハローワーク (p69参照)



## 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました

～令和6年10月1日以降順次施行されます～

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て支援特別会計の創設、子ども・子育て支援金制度の創設を予定しています。

〈働き方関係〉

### 1 共働き・共育での推進

- (1) 出産後休業支援給付の創設【令和7年4月1日施行】(雇用保険法等)
- (2) 育児時短就業給付の創設【令和7年4月1日施行】(雇用保険法等)
- (3) 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設

【令和8年10月1日施行】(国民年金法)

### 2 子ども・子育て支援金制度の創設

(子ども・子育て支援法、医療保険各法等)【令和8年4月1日施行】

医療保険者は被保険者等から医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金を徴収し、国へ納付します。(令和8年度から段階的に導入)

詳細については、厚生労働省、子ども家庭庁等のホームページに掲載される内容をご確認ください。

## DV(ドメスティックバイオレンス)とは

配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで、被害者には男性も女性もいます。

DVは単なる夫婦げんかや個人的な問題ではありません。DVは、相手を自分の思うようにするため、暴力という手段を使ってコントロールすることです。

DV被害は、被害者が抱え込まず声を上げることが解決への第一歩となります。悩みを一人で背負い込まず、まずは相談してみてください。

県内の相談窓口はp70をご覧ください。

### 【DVの種類】

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

社会的暴力

経済的暴力

子どもを巻き込んだ暴力

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。国、地方公共団体及び関係団体が連携して、女性に対する暴力の根絶に向けて広報啓発活動を行います。